

令和7年度版

コミュニティセンターを利用される皆様へ



○利用できる施設

施設名	上柴コミュニティセンター	くれよんかん	はたらふれあい館
住所	東方4284-1	萱場14-9	東方1710-2
電話番号	575-1679	573-5770	575-0677
施設写真			
問い合わせ先	自治振興課	自治振興課	長寿福祉課

○利用できる団体

当センターは、「市民の皆様が日常生活に密着したコミュニティ及びボランティア活動の総合的な展開をとおして、連帯感を醸成し、地域に根ざしたコミュニティ形成を促進する」ための施設として設置されたもので、次の利用を目的とした団体が利用することができます。

(1) 団体登録ができる団体 … 施設使用料が減額となります。

- ① コミュニティ及びボランティア活動のための利用
- ② コミュニティ及びボランティアに準ずる活動のための利用

団体登録の登録条件

- ・ 団体の所在地が市内であること
- ・ 団体の代表者、及び利用責任者が市民であり、成人者であること
- ・ 団体の構成員については、10名以上を原則とし、市内在住・在勤・在学者が2/3以上含まれていること

団体登録の手順

- 1 コミュニティセンター利用団体登録申請書に、必要事項を記入し、団体名簿とあわせて受付に提出して下さい。(様式は、受付にあります。)
- 2 登録決定後、代表者に認定書を送付します。
(申請から決定まで、1週間程度の期間が必要になります。)

※ 有効期限は当年度末までです。年度初めに登録を更新してください。

※ 1施設で団体登録することで、上柴コミュニティセンター、くれよんかん、はたらふれあい館の3施設が利用可能になります。

(2) その他の利用団体

- ① 企業、業界団体、経済団体、労働団体、社会運動団体等が、その構成員を対象とし、生活・教養・文化の向上と健康・福祉の増進を目的とする事業
- ② 特定の政党、政治団体、選挙候補者の後援会等が地域住民に広く参加を呼びかけ入場料またはこれに類するものを徴収しないで行う演説会、報告会、政策発表会等の事業

○利用時間等について

利用時間	午前9時～午後10時 ※閉館となる午後10時までに退館願います。
受付時間	午前9時～午後9時30分
休館日	年末・年始（12月29日～1月3日）
貸し出し時間	1時間単位（準備・片づけの時間も含みます。）

○利用申請について

利用申請できる期間	利用日の2か月前から当日まで。 年末年始休館（12月29日～1月3日）にかかる施設の利用申請については、1月4日以降の申請になります。
利用申請方法	利用施設の受付にて利用申請書を提出し、あわせて使用料を納入してください。（電話での受付はできません。）
注意事項	・納入いただいた使用料は、原則として還付いたしません。 ・申請したにもかかわらず無断でキャンセルをした場合は、次回からのコミュニティセンターの利用をお断りする場合があります

○その他 当センターを利用するにあたり、以下のご協力をお願いします。

- ・市主催の行事等で、希望の日時及び部屋が使えない場合がありますのでご了承ください。
- ・音（詩吟・大正琴など）の利用団体は、同一時間に会議等の先約がある場合、利用できない場合がありますのでご了承ください。
- ・センター内は全面禁煙です。（館外の指定された場所をお願いします）
- ・共有部分での食事は禁止です。
- ・ゴミは必ずお持ち帰りください。
- ・駐車場スペースが限られています。多くのかたに利用していただけるよう、できる限り車の乗り合わせや自転車等をご活用くださいますよう、ご理解ご協力をお願いいたします。
- ・チェックカードへの記入。（当日記入し、終了時に提出してください）

【コミセン等使用料金】

施設名	利用区分	通 常	利用登録団体	ア) 目的外使用	イ) 市外のかた	ア及びイに該当する場合
		1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり
上柴コミュニティセンター	ちびっ子ルーム	300円	150円	600円	450円	750円
	談話室	100円	50円	200円	150円	250円
	調理実習室	100円	50円	200円	150円	250円
	和室	100円	50円	200円	150円	250円
くれよんかん	多目的ホールA	150円	75円	300円	225円	375円
	多目的ホールB	150円	75円	300円	225円	375円
	和室	100円	50円	200円	150円	250円
世代間交流センター はたらふれあい館	みんなのへやA	150円	75円	-	225円	-
	みんなのへやB	150円	75円	-	225円	-
	たたみのへや（和室）	100円	50円	-	150円	-

備考

ア センターの設置目的以外に利用する場合の使用料は、規定使用料の100分の200の額とする。

イ 市内に住所を有しないとき又は市内に事務所を有しない法人等である場合の使用料は、規定の100分の50を加算した額とする。

○上柴コミセン・くれよんかん 問い合わせ先：深谷市役所 自治振興課 TEL048-574-8597

○はたらふれあい館 問い合わせ先：深谷市役所 長寿福祉課 TEL048-574-6645